



【発信日】令和2年3月27日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 9番窓口）

産経建設部道の駅推進課 村上、五十川、飯田

電話 0779-64-4828 内線 1406

### 道の駅「越前おおの 荒島の郷」ロゴマークが決定

道の駅「越前おおの 荒島の郷」の認知度やブランド力を向上させ、市民や来訪者に親んでもらえる道の駅となるようロゴマークを制作しました。

今後、道の駅のPRや大野市道の駅産直の会会員が行う商品づくりや商品開発において積極的に活用していきたいと考えていますので、周知にご協力をよろしく申し上げます。

#### 記

- 1 コンセプト
  - ・日本百名山「荒島岳」をメインに、雄大な自然環境を表現し、豊かな水、育まれる食など大野の魅力を感じられるとともに、県内外から来訪者を温かく迎え、道の駅がゲートウェイとして回遊性をもたらし、人と地域が結ばれるイメージをデザインすることとした。
- 2 マークの形
  - ・多くの方に末永く親んでもらえるよう、また、商品パッケージや包装紙など幅広い用途で使用できるようにシンプルな形とした。
  - ・道の駅「越前おおの 荒島の郷」が「越前おおのまるごと道の駅ビジョン」の核となる施設として、市内観光資源への回遊性やゆったりと流れる時間、おもてなしの心で温かく迎え入れる場所をイメージし、円を輪郭としてデザインした。
  - ・日本百名山「荒島岳」をメインに、「麓に広がる大地」、「清らかな川の流れ」、「豊富な地下水」をモチーフにし、豊かな自然環境の中で、大地や水に育まれた農産物などの恵み、アウトドアスポーツなどをイメージするデザインとした。
- 3 文字の書体
  - ・見る角度によって陰しさを緩やかな稜線など様々な表情を見せる荒島岳をイメージし、角丸ゴシック体をベースに、柔らかな印象のオリジナル書体とすることで、親しみやすいデザインとした。
- 4 使い方
  - ・用途により、マークや文字のみでの活用も可能にするなど、多様な使い方ができる仕様とした。

## 5 大野市道の駅産直の会会員への支援

- ・大野市では、道の駅の開駅に向け「売れる」商品の拡充や「名物」の創出、「産直の会」における商品開発のすそ野の拡大などを目標に、令和2年度も引き続き、福井県中小企業診断士協会と連携し、商品のテーマ（素材）別勉強会や個別指導などを行い、産直の会会員を支援します。
- ・また、令和2年度に新たに「道の駅産直の会専門家派遣促進補助」と「道の駅商品づくり・商品開発事業支援補助」を設け、支援を強化します。

### （1）道の駅産直の会専門家派遣促進補助

- ・産直の会に入会して、公益財団法人ふくい産業支援センターが行う専門家派遣事業を活用し、各取り組みへの課題解決を行う事業者およびグループに対して、専門家派遣事業を活用した際の自己負担額の2分の1以内で上限7,500円/回を補助する。

### （2）道の駅商品づくり・商品開発事業支援補助

- ・産直の会に入会して、商品づくり・商品開発を行う事業者への支援補助
  - ①商品づくり・・・既存商品の改良などを行う場合に、補助対象経費の2分の1以内で1商品あたり上限50,000円を補助する。
  - ②商品開発・・・新しい名産品、土産品などの開発を行う場合、補助対象経費の3分の2以内で1商品あたり上限200,000円を補助する。

## 道の駅「越前おおの 荒島の郷」ロゴマーク

<使用例>



道の駅

越前おおの  
荒島の郷

Echizen Ono Arashima no Sato



道の駅

越前おおの  
荒島の郷

Echizen Ono Arashima no Sato



道の駅

越前おおの 荒島の郷

Echizen Ono Arashima no Sato



道の駅

越前おおの 荒島の郷

Echizen Ono Arashima no Sato

## 道の駅産直の会専門家派遣促進補助

## 道の駅商品づくり・商品開発事業支援補助

<p>内容</p>	<p>大野市道の駅産直の会に入会して、公益財団法人ふくい産業支援センターが行う専門家派遣事業（以下、「専門家派遣事業」）を活用し、各取り組みへの課題解決を行う事業者およびグループへの事業費補助</p>	<p>大野市道の駅産直の会に入会して、商品づくり・商品開発を行う事業者への支援補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①商品づくり・・・既存商品の改良など</li> <li>②商品開発・・・新しい名産品、土産品などの開発</li> </ul> <p>※いずれも大野商工会議所が認めたものが対象</p>
<p>補助対象者</p>	<p>産直の会会員のうち、市内に住民登録を有する個人または市内に本社を置く法人であって、専門家派遣事業を活用する事業者及びグループ</p>	<p>産直の会会員のうち、市内に住民登録を有する個人または市内に本社を置く法人であって、完成した商品を1年間毎月10日間以上道の駅に出品するもの</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>専門家派遣事業の対象となった、専門家派遣に係る謝金 ※消費税及び地方消費税額は対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原材料費</li> <li>②講師・研究員等の招へいに要する報償費</li> <li>③研修費</li> <li>④委託料</li> <li>⑤機械設備等のリース料</li> <li>⑥パッケージ制作に要するデザイン料及び最低発注数量分の印刷費</li> <li>⑦イベント出展等市場調査に要する経費</li> <li>⑧その他市長が特に必要と認める経費</li> </ul> <p>※消費税及び地方消費税額は対象外</p>
<p>補助基準額</p>	<p>専門家派遣事業を活用した際の自己負担額の2分の1以内</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①商品づくり 補助対象経費の2分の1以内で、1商品あたり50千円を限度とする（1事業者につき5商品を限度）</li> <li>②商品開発 補助対象経費の3分の2以内で、1商品あたり200千円を限度とする</li> </ul>